

## 正門前の横断歩道における交通整理の要請

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年4月17日）

京大の正門前は特に授業の間の休み時間中など、歩行者と自転車の往来が激しい時間帯にスタッフの方々が交通整理を行っております。

しかし、正門前にある横断歩道ではこの整理を行っていないため、歩行者の交通を車両（特に自動車）が妨げるシーン（道路交通法第38条第1項違反）をたびたび見かけます。

私も、本日この横断歩道を渡ったところ、白のプリウスが一切停止することなく横断歩道に突っ込んできて、あまつさえクラクションを鳴らして私の横断を妨害し事故になりかけるといふ犯罪行為（クラクションの不適切な使用は道路交通法第54条第2項違反であるし、先の38条第1項違反も含めて、道路交通法違反も犯罪行為ですから）にあいました。

どうも普段観察していると、交通整理を行うスタッフはこの横断歩道を歩行者が安全に渡れるための整理を全く行っていない（入試のときに増員されたスタッフの一部は行っていたのを見かけましたが）ので、私のように横断の最中であるにも関わらず妨害行為を受けたり、あるいは明らかにこの横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるにも関わらず車両が停止せずに横断を妨害するシーンが頻発することを鑑みると、彼らスタッフの対応は不十分と言わざるを得ません。

彼らスタッフは主に車道に出て渡る学生たちの交通を整理しているようで、確かに横断歩道のない車道では自動車を優先して交通整理するのはよいでしょう。

しかし、その真横で歩行者が優先される横断歩道があり、そこで歩行者の横断がまさに妨害される行為が度々起きているにも関わらず、そちらの方には一切関与しないというのは筋が通りません。

交通整理スタッフの業務の在り方について、再検討をしていただきたいと思います。

【回答】（回答日：2018年5月2日）

（施設部プロパティ運用課）

ご意見ありがとうございます。本部構内正門付近の横断歩道でご指摘のような状態が生じていることは承知しておりますが、決定的な対策をとることができないのが現状です。それは一般的に言って、警備員は警察官とはちがって、警備業法上、交通誘導警備においては関係する通行者に道路交通法などの法令を遵守するように「任意の協力を求める」ことしかできず、「強制力を伴った業務を行うことができない」ためです。

本学正門付近の交通について言えば、本部構内の警備員の業務は、

- （1） 本部構内正門東側の自動車専用門付近での車両の誘導整理業務
- （2） 本部構内正門と吉田南構内正門・北門間を移動する本学関係者の自転車と、吉

田南構内北側歩道等を通行する学区小学校児童をはじめとする歩行者との交錯による事故を未然に防止するための、吉田南構内北側歩道における自転車や歩行者に対する交通整理

(3) 危険運転がうかがわれる場合には、本学の自転車利用者への注意及び指導

となりますが、その際に一般の通行者の任意の協力に基づいている業務であることに特段の配慮をし、第三者に誘導があたかも強制力があるように受け止められることがないように注意しており、あくまでも道路交通法の定める車両及び歩行者の通行方法に適合する範囲でしか業務を行えません。

そして、横断歩道の通行については、車両等の運転者は法令により横断歩道等を歩行者等が横断し、又は横断しようとする際はその直前で一時停止する義務がありますが、警備員には強制的に停止させる権限がありませんから、運転者にその法令を遵守するように期待するほかありません。

以上のように、横断歩道付近の警備員が一切関与していないのではなく、横断歩道はもとも運転者が法令を遵守すべき場所であることから、それ以外の場所での交通整理作業に重点をおいておりますことをご理解ください。

なお、入試やイベントなど、特に往来が多くなることが予想される場合には、警備員、スタッフを学内外の適所に配置し、混雑緩和や交通事故防止に努めていきたいと考えております。